

国民年金保険料の納付が困難な方へ

## 国民年金保険料の免除や納付猶予が可能です！

国民年金保険料の免除・納付猶予制度を使えば、保険料を納めることが困難な場合、ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になります。

### 国民年金保険料の免除・納付猶予制度

メリット  
その1

**免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！**

納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

メリット  
その2

**万が一の際にも保障を確保！**

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。



### ○特例免除を申請できる方！

#### ① 退職（失業等）により納付が困難な方

##### ▶対象となる方

申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方。

※ 退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査します。

##### ▶保険料の納付が免除される期間

失業等のあった月の前月から翌々年6月まで。

#### ② 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

##### ▶対象となる方（以下のいずれにも該当する方）

##### 1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方。

##### 2) 所得が相当程度まで下がった方

令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額<sup>※1</sup>が、国民年金保険料免除基準相当<sup>※2※3</sup>になることが見込まれる方。

※1：令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※2：所得見込額が免除基準相当に該当する場合に、免除が適用になります。

※3：世帯主や配偶者が上記のいずれにも該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。

##### ▶保険料の納付が免除される期間

1) 令和元年度分→令和2年2月分から令和2年6月分まで

2) 令和2年度分→令和2年7月分から令和3年6月分まで

3) 令和3年度分→令和3年7月分から令和4年6月分まで

※ 保険料納付済の月は除きます。

※ すでに申請している年度分がある場合は、申請されていない年度分を申請してください。